

原子力災害時の 避難経由所運営マニュアル(案)

令和元年 月

市町村による原子力安全対策に関する研究会

目 次

第 1 避難経由所の概要

- 1 避難経由所とは P 1
- 2 避難経由所の開設 P 1
- 3 避難対象となる住民 P 1

第 2 避難経由所の業務

- 1 避難経由所開設までの流れ P 4
- 2 避難者の地域コミュニティ単位の避難、誘導 P 4
- 3 避難住民の受付方法（避難先市町村） P 4
- 4 避難車両への対応 P 5
- 5 要配慮者への対応 P 6
- 6 配置する職員の業務 P 6

第 3 様 式

- 1 避難台帳（様式 1） P 8
- 2 避難経由所受付票（様式 2） P 9

第1 避難経路の概要

1 避難経路とは

広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設のことをいう。

<避難経路の役割>

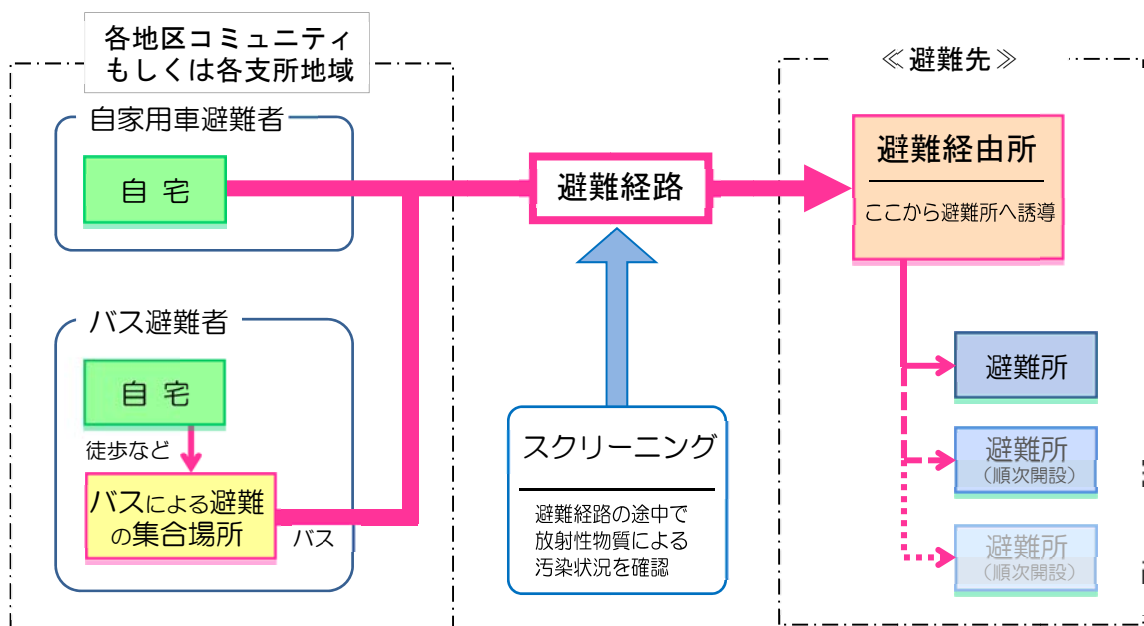
- ・避難先での目印
- ・各避難所への振り分け、誘導
- ・（避難所振り分けのための）避難者情報の収集
- ・避難所への輸送（ただし、移動手段がないものに限る）
- ・避難者のスクリーニング検査済証、車両検査済証のチェック

2 避難経路の開設

避難先市町村は、県の要請に基づき避難経路の開設、受入の準備を行う。開設期間は、避難経路の開設について要請を受けた日から避難の受け入れが終了するまでの、概ね数日から1週間程度とする。

3 避難対象となる住民

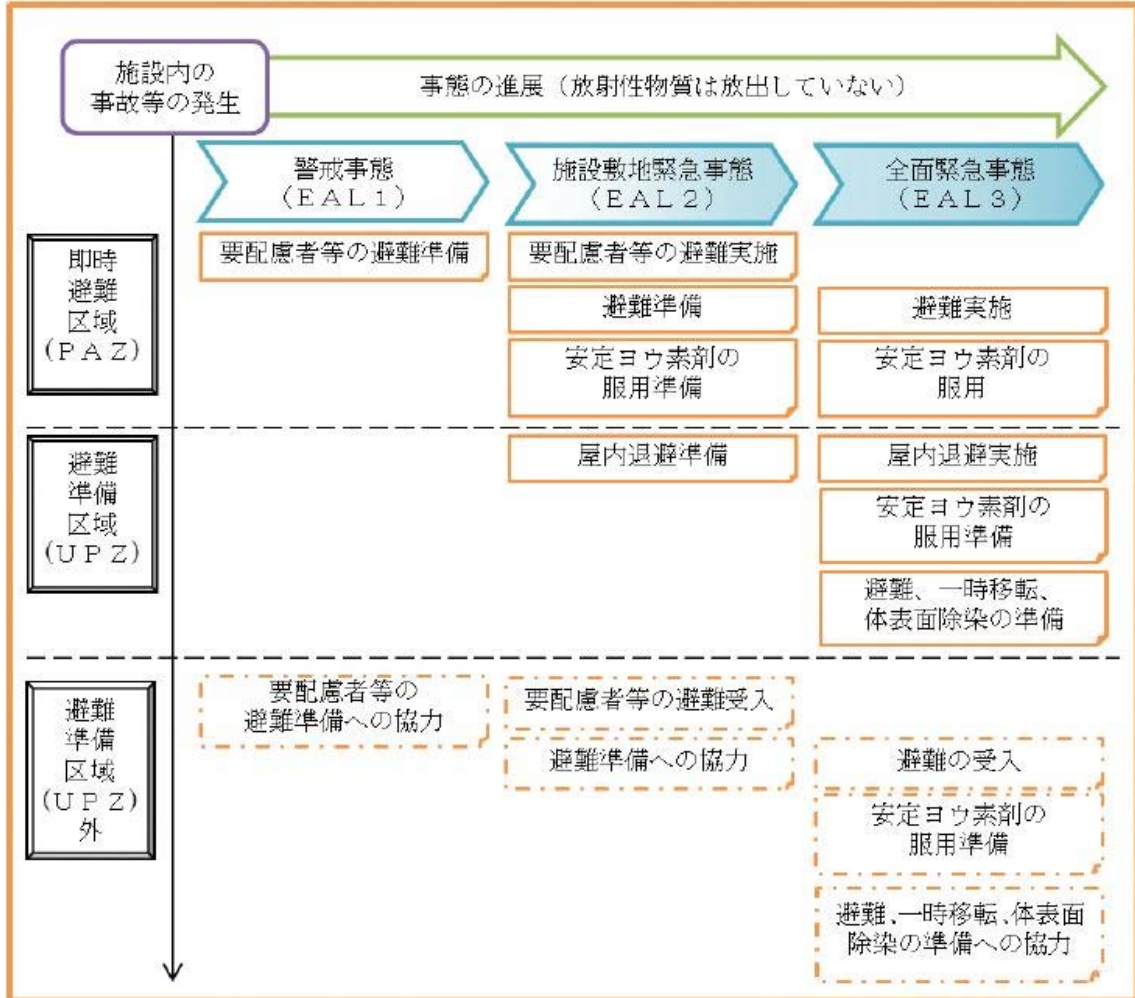
避難対象となる住民は、あらかじめ避難先市町村に送付している原子力災害時の避難台帳（様式1）に登載されている地区の住民を基本とする。



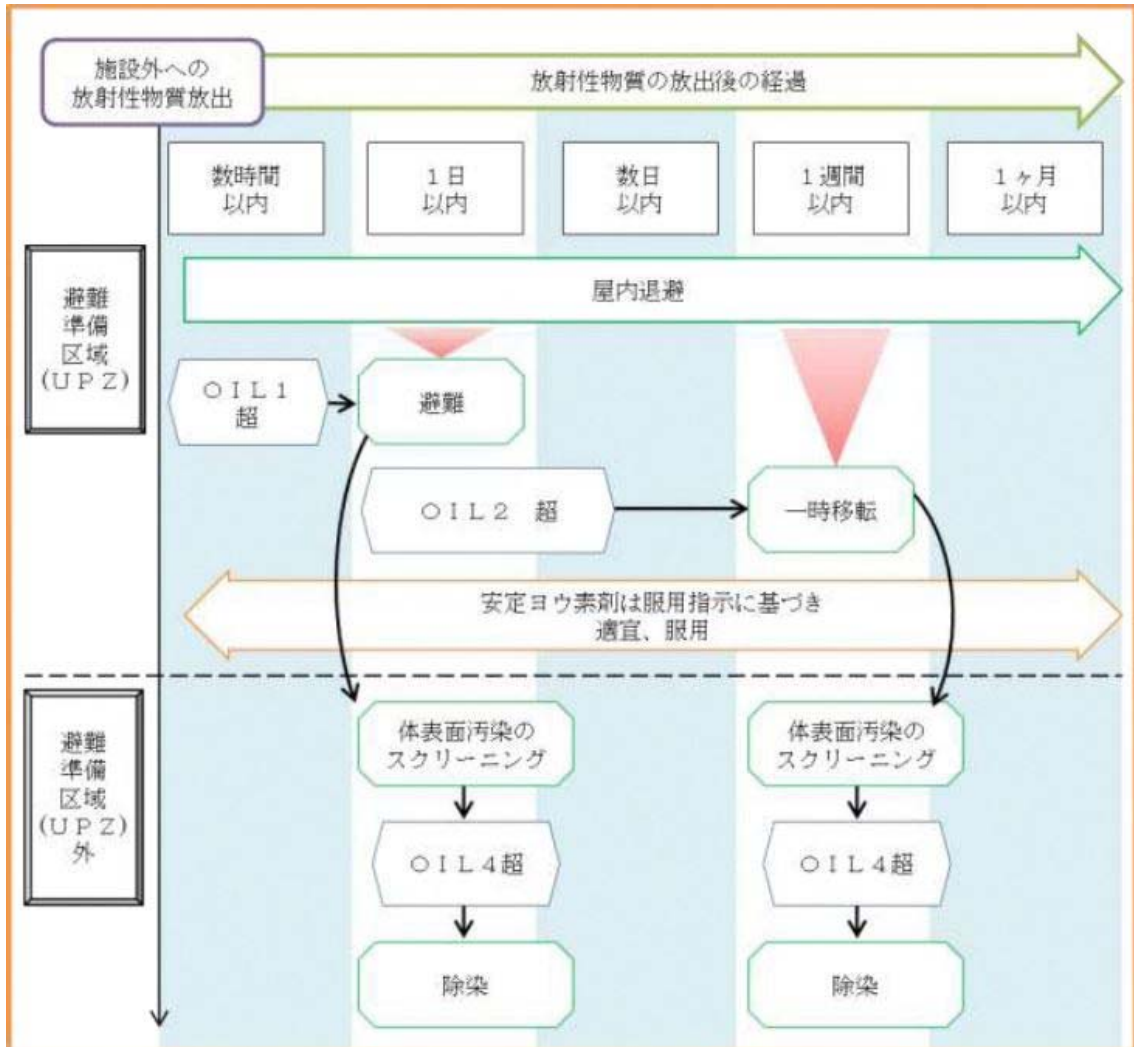
※ P A Zの住民等は、基本的に放射性物質が放出する前に避難するため、スクリーニングは要しません。

《 防護措置実施のフロー例 》

EALに応じた防護措置のフロー



〇 I L に応じた防護措置のフロー



第2 避難経由所の業務

1 避難経由所開設までの流れ

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所で事故が発生し、原子力災害に至る可能性が生じた場合、国が施設の状況や緊急時モニタリングの結果を踏まえ、防護措置基準に基づき屋内退避や避難指示を発令する。
- (2) 県は、国の指示により避難が必要と判断した場合、避難先市町村に避難住民の受入れを要請する。
- (3) 避難先市町村は、避難住民の受入可否を判断し、受入可能人数や施設の状況を県に報告する。
- (4) 避難元市町村は、県が調整を行った避難先市町村に避難する。
- (5) 避難先市町村は、避難経由所並びに避難所の開設準備を行い、避難住民の受入体制を確立する。

2 避難者の地域コミュニティ単位の避難、誘導

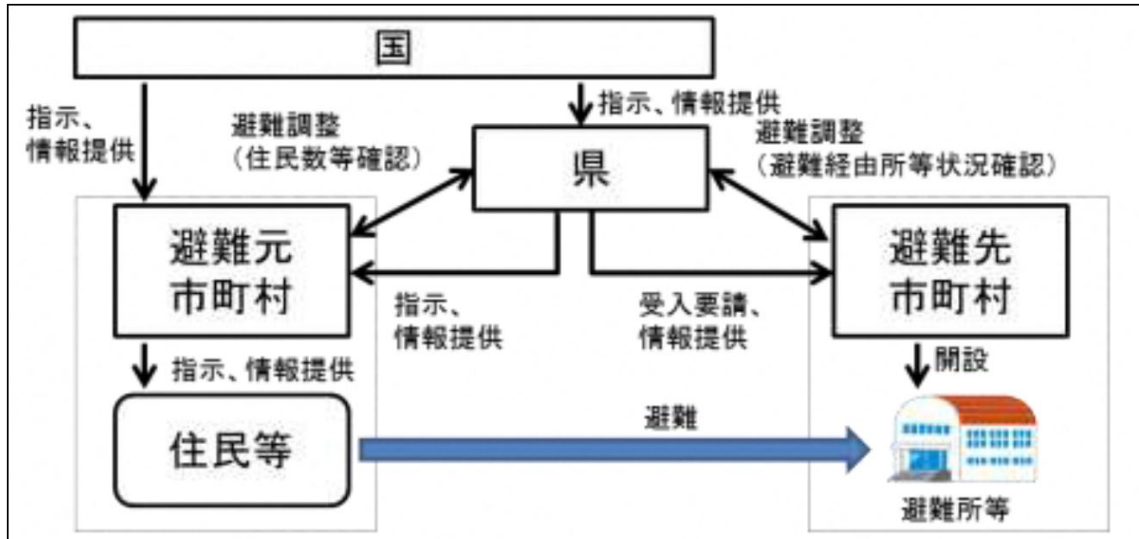
避難先市町村は、避難元市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てるものとする。

3 避難住民の受付方法（避難先市町村）

- (1) 避難所ごとの「避難経由所受付票」【様式2】及び避難所の地図等を作成しておく。
- (2) 避難経由所において避難住民を受け入れする場合、車ごとに人数等を把握し、避難者の居住コミュニティを聞き取り、対応する受け入れ先の避難所の「避難経由所受付票」【様式2】に記入する。
- (3) 受付が終了した避難住民を各避難所へ誘導する。その際には、避難所の地図等を経由所で配布するものとする。
- (4) 避難者の積算が避難所の上限に達した場合、次の避難所への案内に切り替える。

* 上記業務は、避難元市町村が配置する職員と協力し実施するものとする。

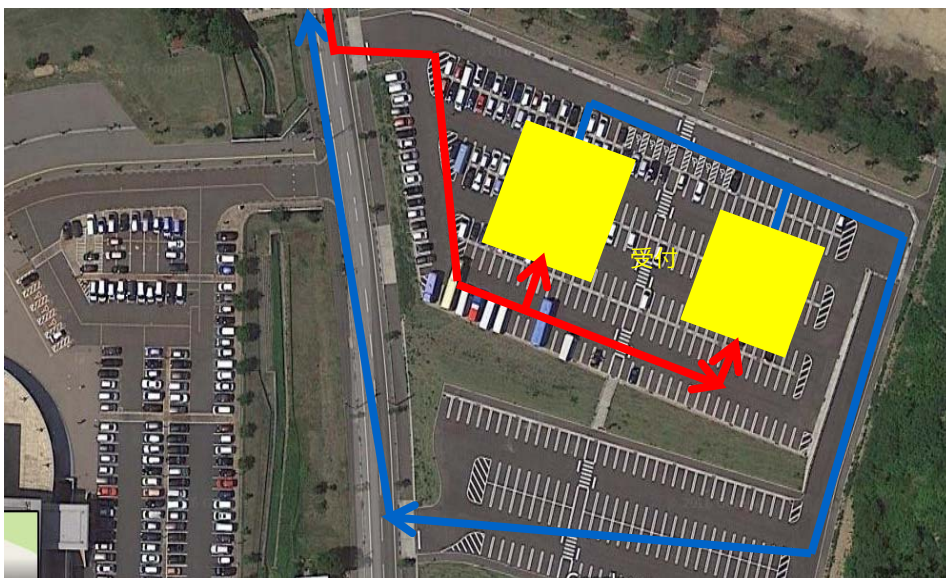
《広域避難に係る調整と業務の流れ》



4 避難車両への対応

- (1) 避難車両は、駐車場出入口においてスムーズに入出車できるよう誘導するとともに、できるだけ渋滞緩和に向け配慮する。
- (2) 受付レーンを複数設けられる場合は、担当する避難所を振り分け、対象となる居住コミュニティを把握しておき、適切に誘導・案内する。
- (3) 事前に避難経路開設時のレイアウトを作成しておく。また、開設時には看板や案内板の設置により、避難車両の利便性の確保を図る。

《レイアウト例》



5 要配慮者への対応

避難経由所では、一般避難者同様に要配慮者の受付を行い、避難所へ案内する。避難所入所後に避難先市町村の保健師等が環境調査や健康調査を行い、福祉避難所への入所を判断する。

6 配置する職員の業務

事 務 内 容	職員数 (最低人員)	摘 要
1 受付事務	2名	避難者の受付、避難所への振分
2 情報連絡調整事務	2名	各避難所・県災対本部との連絡調整
3 会場整理事務	若干名 (レイアウトによる)	車両整理

* 避難元市町村から最低1名を配置するものとする。

* 職員数は、避難者受入数により変動するため、実情に合わせ調整するものとする。

新潟県災害対策本部及び〇〇市（町村）災害対策本部連絡先

No.	災害対策本部名	担 当 課	住 所	電話番号
1	新潟県災害対策本部			
2	〇〇市（町村）災害 対策本部			

避難先市町村連絡先一覧表

No.	市町村名	担 当 課	住 所	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				

【様式1】

原子力災害時の避難台帳

市町村名 _____

	地 域	世帯数	人 口	避難経由所	避 難 所	摘 要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
計						

